

居宅介護支援事業所  
しんあい  
契約書及び重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(指定番号 第2274206057号)



株式会社 しんあい

# 居宅介護支援（介護予防支援）契約書

この契約書は、\_\_\_\_\_様（これ以降「利用者」と略します。）と居宅介護支援事業者、及び介護予防支援事業者である株式会社しんあいの居宅介護支援業所しんあい（これ以降「事業所」と略します。）との間に居宅介護支援、及び介護予防支援を実施するための取り決めを、行うために作成します。

## （契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画、及び介護予防サービス支援計画を作成するとともに、この計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅介護サービス事業者などとの連絡調整や、その他の便宜を提供します。

## （契約期間）

### 第2条

この契約の契約期間は次のとおりとします。

契約の開始日 令和 年 月 日

契約の満了日 利用者の要介護認定の有効期間の満了日

- 2 契約満了日までに、利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動的に更新されます。

## （利用者負担金）

第3条 この契約に関わる利用者負担金は、契約書別紙のとおりです。

## （利用者の解約権）

第4条 利用者は、7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

- 2 サービスの提供にあたり事業者の著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。

## （事業者の解約権）

第5条 事業者は、次の場合に限り、契約を解約することができます。

- (1) 利用者の著しい不信行為があるなどの理由により、契約を継続することが困難になった場合
- (2) 利用者が事業者の通常の事業の実施区域外に転居し、事業所においてサービスの提供が困難であると見込まれる場合

2 事業者は、契約を解約する場合にあっても、その理由を文書により利用者に表示することとします。

#### (契約の終了)

第6条 この契約は次のいずれかに該当する場合、終了します。

- (1) 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第4条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合
- (3) 第5条に定める事業者からの解約の意思表示がなされた場合
- (4) 次のいずれかに該当することにより、居宅介護支援、及び介護予防支援を提供することができなくなったとき
  - ① 利用者が介護保険施設に入所したとき
  - ② 利用者が認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けることとなり、入所したとき
  - ③ 小規模多機能型居宅介護を利用するとき
  - ④ 利用者が死亡したとき

#### (事故発生時の対応・損害賠償)

第7条 事業者は、居宅介護支援サービス、及び介護予防支援サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、その損害を賠償します。ただし、その賠償について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応等の概況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に交付し、併せて状況を充分説明致します。

#### (苦情対応)

第8条 事業者は、提供した居宅介護支援、及び介護予防支援、また事業者が作成した居宅サービス計画、及び介護予防サービス支援計画に基づき提供された居宅サービスについての苦情を受けるための窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

- 2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、また、苦情の申し立てを行うことにより、事業者及びサービス事業者は一切、不利益な取り扱いを致しません。
- 3 事業者は、必要に応じて静岡県国民健康保険団体連合会へ苦情の概要について報告し、適切

な対応について指示を仰ぎます。

(サービス提供の記録など)

第9条 事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、完結の日から2年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。

- 2 事業者は、第6条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービスの提供の記録などの写しを交付するものとします。

(守秘義務)

第10条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても第三者には漏らしません。

- 2 前項の規定にかかわらず利用者及びその家族に関わる居宅サービス計画、及び介護予防サービス支援計画を立案するためのサービス担当者会議での情報提供や、居宅介護支援、及び介護予防支援事業者とサービス事業者との連絡調整において、個人の情報提供が必要となった場合、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス支援計画に位置づけられた事業者、主治医及び保険者に対し使用させて頂きます。なお、個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏らしません。また、個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録することとします。

(個人情報の使用)

第11条 利用者は、事業者が適切なケアマネジメントを実施するに際し、別紙に定める利用目的に従い個人情報を利用することに同意するものとします。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、①虐待の防止に関する責任者の選任、②従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施、③その他虐待防止のために必要な措置、を講ずる。また事業所は、居宅介護支援事業の提供にあたり、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等、現に利用者を養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合はすみやかに、これを保険者に通報するものとする。

(契約外条項)

第13条 介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

## 重要事項説明書

◎私たち（事業所）の概要とあなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

事業所名 居宅介護支援事業所 しんあい  
法人名 代表者 株式会社 しんあい 代表取締役 岩科裕敏  
所在地 〒422-8005 静岡県静岡市駿河区池田767番地1  
電話番号 054-655-9010  
Fax番号 054-655-9011  
営業日 月～金曜日（年末年始 12/29～1/3 祝祭日 除く）  
営業時間 9：00～18：00  
通常の実業の実施地域 静岡市内  
指定年月日 平成 24年 11月 1日  
使用する課題分析票 MDS-HC等  
お宅に伺う概ねの頻度 少なくとも月1回以上の訪問を実施

### 1 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、居宅介護支援及び介護予防支援です。

「居宅介護支援、及び介護予防支援」とは、介護保険法に定める介護サービスを提供するに先立って、あなたの心身の状況を把握し、その結果とあなたの希望に基づいて、あなたができる限り自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画（居宅サービス計画、及び介護予防サービス支援計画）を作成し、この計画に従って現実に適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービスを提供する事業者と連絡や調整をおこなうとともに、これらの経過を継続的に管理する業務をいいます。

具体的には、次にあげる業務を行います。

#### 【業務の概要】

- (1) あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により調査します。
- (2) 調査した結果とあなた自身やご家族様の希望を踏まえ、介護サービスを適切に提供するための計画(居宅サービス計画、及び介護予防サービス支援計画)をお作りします。
- (3) 介護サービスの提供の状況や、あなたの心身の状態やご家族様の環境について、居宅サービス計画作成後も、継続的に把握、管理します。  
(あなたの同意を得た上で、テレビ電話装置等で把握する場合があります。)
- (4) 私たちのみならず、介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。
- (5) あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- (6) あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、情報提供等必要な支援をします。

なお、居宅介護支援及び介護予防支援をあなたに提供するにあたっては、次の事項を守ります。

#### 【業務取り扱い方針】

(1) あなたの心身の状態やご家族様の環境を踏まえ、あなた自身の選択に基づいて、適切な介護サービスが様々な事業者から総合的・効率的に提供されるように努力致します。また、医療との連携を図ってまいります。特に入院となる場合には、入院先医療機関に下記2の担当介護支援専門員の指名と連絡先をお知らせください。

(2) 居宅介護支援及び介護予防支援の提供にあたっては、あなたの意思と人格を尊重することにより、常に利用者の立場に立つと共に、提供されるサービスが特定の事業者に偏ることなく（複数の居宅介護サービス事業所を紹介し、その選定理由も明らかにする等）、公正中立を原則といたします。

(3) 私たちは、個人情報を適切に管理し、あなたの処遇に支障が生じないことを前提に、在宅勤務を行う場合があります。

(4) 居宅介護支援及び介護予防支援は、あなたの心身の状態がより良くなるようにする（軽減の観点）、悪化しないようにする（悪化防止の観点）ために提供致します。

(5) 私たちは、居宅介護支援及び介護予防支援があなたの生活の全体的な支援となるよう、居宅サービス計画、及び介護予防サービス支援計画作成後も、あなたやあなたの家族、サービスを提供する事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画、及び介護予防サービス支援計画の実施状況を把握すると共に、あなたの心身の状況の変化に応じて臨機応変に居宅サービス計画、及び介護予防サービス支援計画の見直しを行うこととします。

(6) 持続的ケアマネジメント、ケアマネジメントの質の向上の観点から、感染症対策委員会、ハラスメント委員会、虐待防止委員会を設置し、BCP計画（事業継続計画）を作成しています。

(7) あなたからサービス計画の実施状況、その他の説明を受けたいとの申し出があれば、随時ご返答いたします。

(8) 私たちは、居宅介護支援、及び介護予防支援の提供に際しては常に真摯な態度で臨み、あなたからの相談や苦情について事業を実施する上での糧として真剣に受け止め、常に事業者として資質の向上に努めます。

## 2 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は次の者です。

介護支援専門員 大石洋子 連絡先 054-655-9010、090-9808-9861

### 3 利用者負担金

要介護者又は要支援認定を受けられた方は、各サービスを受けられるにあたっての利用者負担金はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が事業者を支払われない場合、要介護度に応じて下記の金額をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を保険者に提出しますと、払い戻しを受けられます。

	居宅介護支援費Ⅰ(Ⅰ)	居宅介護支援費Ⅰ(Ⅱ)	居宅介護支援費Ⅰ(Ⅲ)
要介護 1.2	1.086 単位	544 単位(40 件～60 件未満)	326 単位(60 件以上)
要介護 3.4.5	1.411 単位	704 単位(40 件～60 件未満)	422 単位(60 件以上)
	介護予防支援費Ⅱ		
要支援1・2	472 単位		

※総額＝単位数に地域加算（6級地：10.42円）を乗じた金額

- ・初回加算 300単位/月（新規、要介護状態区分の2区分以上の変更時）
- ・入院時情報連携加算 200又は250単位/回のいずれか
- ・退院・退所加算

連携回数、カンファレンスの有無により450、600、750、900単位/回のいずれか

特定事業所加算（Ⅱ）421単位/月

通院時情報連携加算 50単位/回

ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月

### 4 サービスの利用にあたってご注意いただきたいこと

（1） 私たちの作成した計画にないサービスを利用する場合や、計画に盛り込んだサービスを利用しない場合は、あなたの負担額が変わることがありますので、できるだけ早めにご連絡ください。

（2） 私たちの提供するサービスだけでなく、他の居宅サービスについて苦情や相談があればご遠慮なくお話しください。

相談窓口・・・居宅介護支援事業所しんあい

担当者・・・大石洋子

電話番号・・・054-655-9010、090-9808-9861

時間・・・午前9時00分から午後6時00分まで

あなたがお住まいの地域の地域包括支援センター、区役所 高齢介護課でも受け付けております。

契約書、重要事項説明書についての説明を受けここに同意し、居宅介護支援及び介護予防支援サービスの提供に関する契約を締結します。

契約の証として、本契約書をそれぞれ2部作成し、利用者及び事業者記名のうえ1部ずつを保有します。

令和 年 月 日

(事業者) 株式会社しんあい 代表取締役 岩科裕敏  
所在地 静岡市駿河区池田765番地  
事業所名 居宅介護支援事業所 しんあい 印  
事業所 所在地 静岡市駿河区池田767番地1  
静岡市指定番号 第2274206057号  
介護支援専門員 氏名 大石洋子  
介護支援専門員 登録番号 22036833

(利用者) ご住所 静岡市駿河区

お名前

(代理人) ご住所

お名前